

第2節 災害予防対策を推進するための体制整備

「第2編 第2章 第2節 災害予防対策を推進するための体制整備」を準用

第3節 市民等の自主防災力の向上

1 市民・事業所の自主防災力の向上

◎【防災対策課／市民／事業者】

(1) 市の対応

災害から自らの生命、身体及び財産を守る基本は、各家庭や事業所での自主防災力の向上である。市は、各家庭や事業所での自主防災力の向上を図るため、啓発や防災訓練に関し効果的な手法を検討し、対策を実施していく。

(2) 市民の対応

市民は、「自分の身の安全は自分で守る」という意識を持ち、平常時から災害に備えるための以下の手段を講じておく必要がある。

- ・防災マップやハザードマップ等により地域の特性を把握する。
- ・最低3日分、推奨1週間分程度の水・食料品等を備蓄する。
- ・最寄りの避難所や避難場所を確認しておく。
- ・災害時の家族との連絡手段を決めておく。
- ・自分の家が安全であれば、避難所に避難せず、自宅にとどまる。

【家庭に求められる自主防災力向上対策】

- | | |
|--|------------------|
| ① 家庭備蓄の実施(最低3日分、推奨1週間分程度) | |
| a 消火器、バケツ等の消火用具 | b のこぎり、バール等の救出用具 |
| c 救急医療セット等の医療用品 | d 食料、水、燃料 |
| e 衣服、毛布等の生活用品 | f 懐中電灯等の照明用品 |
| g ラジオ等の情報収集用品 | |
| h 感染症対策用品(マスク、体温計、消毒用アルコール等) | |
| i その他各家庭の実情に応じた品目(ミルク、めがね、常備薬、携帯トイレ等) | |
| ② 防災知識及び対処方法の理解と習得 | |
| a 災害の知識 | |
| b 災害発生時の対処方法(初期消火、救出、救護等) | |
| c NTT災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板(各携帯電話会社)等の利用方法 | |

【家庭での風水害対策】

① 屋内の対策

- ◆停電に備えて、懐中電灯やトランジスタラジオを準備する。
- ◆避難に備えて非常用持出し品の準備をしておく。
- ◆暴風や大雨などの気象情報を注意深く収集する。
- ◆むやみに外出しない。
- ◆断水に備えて飲料水を確保する。
- ◆浸水などのおそれがある所では、家財道具や食料品、衣類、寝具などの生活用品を高い場所に移動しておく。
- ◆病人や乳幼児、身体の不自由な人などを安全な場所へ移動する。

② 屋外の対策

- ◆屋根：瓦・トタンのひび、割れ、ずれ、剥がれがあれば補修しておく。
- ◆外壁：壁に亀裂、腐れがあれば補修しておく。
- ◆雨どい、雨戸：雨戸に落ち葉や土砂が詰まっていないか、継ぎ目が外れたりしていないか確認しておく。雨戸のがたつき、ゆるみがないか確認しておく。
- ◆窓ガラス：ひび割れ、がたつきがないか確認しておく。強風による飛来物に備えて、外側から板などで塞ぐなどの処置を行う。
- ◆ベランダ：鉢植えや物干し竿などの飛散の可能性があるものは、屋内へ収納しておく。

③ 洪水時の避難における注意点

- ◆水深：水深が腰まであるときには無理をしない。避難が出来ない場合には、高いところで救助を待つ。（要配慮者の方は水深が浅くても無理をしない。早めの避難が重要。）
- ◆履き物：裸足、長靴は不可。紐で締める運動靴を履く。避難に備えて、すぐに取り出せるところに各自1足準備しておく。
- ◆足元に注意：水面下はどんな危険が潜んでいるか分からない（マンホール、ガラスなど）。棒や杖などで安全を確認しながら歩くようにする。
- ◆ロープにつながって：はぐれないように、お互いの身体をロープで結んで移動する。特に小さい子供から目を離さないようにする。
- ◆子供やお年寄りを安全に：お年寄りや身体の不自由な人は背負って移動する。幼児は浮き輪やベビーバスなどを利用して安全を確保する。
- ◆災害時、身に危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、自宅や隣接建物の2階などへ緊急に避難する（垂直避難）。

（3）事業者の対応

① 従業員

各事業者は、従業員の防火、防災知識の普及並びに防災行動力の向上に努める。また、自衛消防隊員及び危険物取扱者、新入社員向けの講習などを消防署等で受講する。

② 防火・防災管理体制

複数の用途が存在し、管理権限が分かれている高層ビル、地下施設等の各管理権原者は、消防署の指導のもと、火災の際の混乱と惨事を防ぐため建物全体の消防訓練、災害時の通報、連絡、避難誘導、消火活動等の相互協力体制をあらかじめ協議し、一体的な防火管理ができ